平成２２年（フ）第６７号
鹿児島県姶良市宮島町２番地５　丸岡住宅Ｂ棟
債務者　井尻　光代
1　決定年月日時　平成22年５月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで　鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２２年（フ）第６８号
山口県下関市勝谷新町３丁目11番28号、前住所山口県宇部市昭和町４丁目１番12号
債務者　木嶋　靖二
1　決定年月日時　平成22年５月６日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで　山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第２３０号
大分市大字三芳399番地の11　シャングリラ大道台Ｂ103
債務者　出口　孝子
1　決定年月日時　平成22年５月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第２３１号
大分市大字田尻900番地の220　ビューハイツ１Ａ
債務者　岩崎　　明
1　決定年月日時　平成22年５月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第２４２号
大分県別府市大字鉄輪852番地の65
債務者　牧　　絵里
1　決定年月日時　平成22年５月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第２２号
奈良県吉野郡大淀町大字比曽342番地の１大淀町営第３住宅３－１号
債務者　大塚　岩夫
1　決定年月日時　平成22年５月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで　奈良地方裁判所五條支部

平成２２年（フ）第１４５号
徳島市上八万町下中筋372番地
債務者　中川　新一
1　決定年月日時　平成22年５月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５０号
福島県白河市西大沼１番地８　エターナルプレイス102
債務者　遠藤　多美（旧姓鶴岡）
1　決定年月日時　平成22年５月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで　福島地方裁判所白河支部破産係

平成２２年（フ）第２１号
神奈川県横須賀市追浜町２丁目63番地　小島ハイツ１－Ｄ
債務者　渡辺　重男
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで　横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第６７号
神奈川県横須賀市武３丁目12番13号
債務者　犬島　昌巳
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで　横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第７７号
神奈川県横須賀市公郷町５丁目39番地
債務者　高橋富美夫
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで　横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第８１号
神奈川県横須賀市武４丁目34番２号
債務者　片山　吉美
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで　横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第８２号
神奈川県横須賀市野比３丁目６番６号　青木テラスＡ―101
債務者　上原　朝彰
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで　横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第１０１号
神奈川県横須賀市久里浜５丁目７番11号　中豊アパート
債務者　中畑　　弘
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで　横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第１０３号
神奈川県横須賀市根岸町３丁目１番６―417号
債務者　工藤　雄太
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで　横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第１０５号
広島県福山市水呑町205番地９、旧住所広島県福山市引野町南１丁目32番８―306号
債務者　小林　由美
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで　広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第１３１号
青森市大字幸畑字谷脇224番地４
債務者　権代　稲子
1　決定年月日時　平成22年５月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで　青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１３７号
青森市旭町３丁目13番47号　メゾンポエム
債務者　宮前　正治
1　決定年月日時　平成22年５月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで　青森地方裁判所民事部破産係